平成２１年（フ）第３２８号
和歌山市有本107番地　有本荘２Ｆ11号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３３１号
和歌山市冬野1375番地　見橋団地24号
債務者　和泉澤千里
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３３７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田146番地の４
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３４２号
和歌山県有田郡有田川町大字沼1268番地
債務者　松本　芳大
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０５号
北九州市戸畑区浅生１丁目３番19号201
債務者　三原スミ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６０６号
北九州市戸畑区浅生１丁目３番19号　第２玄海ビル201
債務者　三原ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７７号
青森県弘前市大字宮川１丁目３番地５　コーポ鎌田７号
債務者　奈良たかし
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８１号
青森県弘前市大字野田１丁目11番地１　市営住宅Ａ―206号
債務者　工藤貴実王
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市上町４丁目45番地38
債務者　大山さつき
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４０１号
名古屋市中村区角割町２丁目43番地　アルス黄金203
債務者　橋本　千春（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７６号
名古屋市守山区川西２丁目2706番地の２
債務者　平島富美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０６号
熊本市小島９丁目４番31号
債務者　渡邉　　明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２５号
熊本市畠口町2672番地２
債務者　今吉みづ枝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５０号
熊本市島崎２丁目３番27号　進西コーポ201
債務者　鷲山　信治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５１号
熊本市島崎２丁目３番27号　進西コーポ201
債務者　鷲山みどり
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３３６号
北九州市小倉北区貴船町18番６号
債務者　後藤　大祐
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７号
栃木県足利市松田町777番地２
債務者　山﨑　雄子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月24日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部